



子育て世帯や女性向けアパートの増加に向けて 民間集合賃貸住宅等改修事業補助金の募集開始

今年度の新規事業「民間集合賃貸住宅等改修事業補助金」が2025年6月2日（月）から募集開始しました。この補助金は、既存の民間集合賃貸住宅を子育て世帯や女性向けに特化した改修工事を行う者に対し、その経費の一部を補助することで、子育て世帯や若者夫婦世帯、単身女性の居住の選択肢を広げ、移住・定住による人口の増加を目的としています。

補助の対象は2025年6月2日（月）～2026年3月15日（日）までに改修工事等が完了する居住用賃貸集合住宅で、工事に要する経費総額の3分の1に相当する額（住戸1戸当たり上限50万円）を補助するものです。

1. 補助要件

対象となる住戸は、昭和56年6月1日以降（一部例外を除く）に着工され、建築基準法等の法令に適合した4戸以上の民間集合住宅等の住戸です。補助金申請時に空き部屋の状態、補助事業完了時には住戸の専有部分の床面積が40平方メートル以上、トイレや浴室等の設備を備えたもので、入居者募集開始日から10年間は子育て世帯や女性に限定した募集を行う必要があります。

2. 補助対象工事

①次に掲げるいずれか一つ以上の工事を行うもの

- ・居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する等の間取りの変更を行う工事
- ・居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事
- ・居間又は寝室の床、壁、天井の断熱又は防音改修工事
- ・台所、水洗便所、収納、洗面設備、浴室(シャワー室を除く。)のいずれかの新設又は改修工事

②子育て世帯及び若者夫婦世帯向けの改修の場合は、次に掲げる全ての措置を講ずること

- ・玄関ドア及び玄関から居間に入室するためのドアにおける指はさみを防止するための措置
- ・居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置

③レディースマンション向けの改修の場合は、次に掲げる全ての措置を講ずるものであること

- ・セキュリティを確保するための措置
- ・居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置

3. 補助金の額

居住用として賃貸する集合住宅について、補助対象工事に要する費用の総額の3分の1に相当する額（住戸1戸当たり上限50万円）

【問合せ】

まち整備部 土地利用未来課 課長：江本賢治 担当者：濱 嘉宏
電話：079-664-1410